主 文

本件特別抗告を棄却する。

理 由

申立人の本件特別抗告申立書によれば、その申立の理由は「抗告理由記載の通り」というのである。しかし、刑訴規則二七四条によれば、刑訴四三三条の特別抗告の申立書には、抗告の趣旨を簡潔に記載しなければならないと定められている。この規定は抗告申立書にその理由を記載するにあたつて、他の文書の記載を引用することは許されないという趣旨である。

したがつて、申立人の抗告理由の記載の引用は不適法である。それのみならず、 特別抗告の理由は、原決定に刑訴四〇五条に規定する事由があることを主張するも のでなければならないのであつて、本件松山地方裁判所の決定に対する抗告理由を もつてこれに代えることのできないことは明らかである。

よつて刑訴四三四条、四二六条一項により裁判官全員一致の意見で主文のとおり 決定する。

昭和三九年二月一二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	石	坂	修	_
裁判官	五鬼	上	堅	磐
裁判官	横	田	正	俊
裁判官	柏	原	語	六